

若年者のキャリアアップに大学は何ができるのか —「教育訓練給付制度」と「YES-プログラム」への参画に着目して—

西村 史子

1. 課題の設定

(1) 学卒若年者の問題

我が国の完全失業率が5%を超えたのは2001(平成13)年、現在も若干減少したとはいえ4.5%である。その中でも若年者と呼ばれる15—34歳の完全失業率は、15-24歳が8.6%、25—34歳が5.7%で平均をはるかに上回っている¹⁾。そして、この世代の失業・離職の理由としては、解雇よりむしろ自己都合によるものが圧倒的に多い。つまり、我が国の場合、不況の離職抑制効果よりも、不況下にあるがゆえに生じる現象、つまり不本意な仕事に就労せざるをえなかつた結果、不満が蓄積し辞めてしまう離職の「世代効果」があるとされている²⁾。実際、中・高・大の新卒者の離職状況については、毎年動向が厚生労働省から発表されているが、いずれも1年目に職場を離れる傾向が高まっている³⁾。加えて、近年の若年者の離職者の80%が、単身世帯ではなく家族の一人という、いわゆる父母と同居のパラサイトシングルであることが指摘されている⁴⁾。これは先進国の中でも特徴的な現象である。

さらに、2003(平成15)年には217万人に達したフリーターのみならず、進学せず、就労もせずに家にいるだけのニート(Not in Education, Employment, or Training: NEET)が話題となつた⁵⁾。その総数は64万人とも見積もられている⁶⁾。世紀転換期の我が国の経済は「失われた10年」で、雇用機会を減じ雇用形態を多様化しただけではなく、青少年の社会力をも衰退させてしまったのだろうか。

こうした近年社会問題の一つになっている失業を含む職業に就かない若年者に対して厚生労働省が採用した施策に、雇用保険を利用した職業教育の機会提供がある。1998(平成10)年に導入された「教育訓練給付制度」である。

また同省は、若年者の低いレベルの技能しか要求されないフリーターの長期化やニートの増加傾向に見られる就業意識の変化を危惧し、15歳以上の青少年の就職基礎能力を高め、真剣なキャリア形成を促すべく、平成16年度に

若年者就職基礎能力支援事業(Youth Employability Support Program)，別名「YES-プログラム」を開始した。これは、認定された講座を修了あるいは認定試験を合格して資格取得した場合、厚生労働省が証明書を発行するという制度で、若年者が早期にキャリア目標を持つこと、その職業能力が雇用側から適正に評価されることが期待されている。

企業、NPO、学校などがすでに多くの教育訓練プログラムを供給しており、各地のハローワーク他で相談・助言が受けられる他、インターネットでも各種の教育訓練講座の情報は入手可能で、個人は自由にプログラムを選択することができる。

(2) 目前の大学全入時代

学習意欲・勤労意欲や向上心の後退といった若年者の問題に対し、厚生労働省が学習機会の提供や新たな学習の動機づけによって対策を講じようとする一方、若年(労働)者を社会に送り出す側の学校体系の最終段階にある大学教育は、少子化が進行する中、今や18歳人口の全てを引き受ける定員数を有しつつある。いわゆる大学全入時代への突入である。昨年9月に文部科学省は、当初の予測を前倒しして、志願者数=総定員数になるのが2007(平成19)年と発表した⁷⁾。学歴による生涯賃金や昇進の優位性や、教育投資効果は不透明になりつつあると言えるだろう。問われるのは、何を目的に学び、蓄積した学習を何に活かすのか、自らの到達度を自覚して仕事を選択する能力、さらにはより能率的で創造的な仕事の遂行には何を学習すべきかを自省する能力である。大学にとっては、そういった学生のキャリア形成に資するカリキュラムの提供が、卒業生の進路を左右することになる。また、非標準学生(18—24歳でフルタイムの学生以外)へのキャリアアップに有効な大学教育の開放が、全入時代に必然の定員割れと減収を補うことになるだろう。そして、このことは大学教育の目的である「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深

表1 教育訓練給付の支給実績

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
支給者数	約15万人	約27万人	約28万人	約38万人	約47万人	約23万人
支給金額	約132億円	約271億円	約396億円	約684億円	約898億円	約286億円

出典：厚生労働省「教育訓練給付制度の概要」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/10/h1031-3b.html>

厚生労働省「説明資料」2005年9月22日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shugi/chukyo/chukyo2/shiryou/002/05120801/001.pdf

く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」(学校教育法第52条)ことを決して損なうものではない。

かかる問題意識から、本稿では厚生労働省の「教育訓練給付制度」と「YES-プログラム」を概説し、大学教育がこの二つの施策に①制度的にはどのような参画が可能なのか、②若年者のキャリア形成やキャリアアップにどのような貢献ができるのかを、実態を整理しながら分析を試みる。

2. 教育訓練給付制度

(1) 教育訓練給付制度の導入と普及

教育訓練給付制度は、1998(平成10)年に追加された雇用保険法第60条の2に基づき、「労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るために、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの」として同年12月から導入された。当初は、雇用保険に通算5年以上の被保険者または被保険者であった者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、修了した場合に支給され、上限額は負担額の8割で30万円であった。負担金が1万円未満の場合には給付されない⁸⁾。

翌年の1999(平成11)年6月には、産業構造転換・雇用対策本部が決定した緊急雇用対策として、同制度の拡大が図られた。すなわち、大学院等の高等教育機関でのコース登録制や修士課程(夜間)を指定対象として加えることが発表され、高等教育機関の職業訓練給付制度への参画が促されたのである⁹⁾。

この制度の利用は、2000—2003年度の事業報告書を確認する限りでは、利用者数・支給額ともに担当の職業能力開発局の予測を毎年度上回っている¹⁰⁾。2003(平成15)年5月の改正では、被保険者期間が5年以上の労働者の場合、上限額は負担額の4割で20万円に変更され、また被保険者期間が3年以上5年未満の者については、上限額は2割で10万円という給付金が加わった。早期離職者に対応しようとしていることが伺える。負担金が2万円未満の場合には給付されない¹¹⁾。

(2) 指定教育訓練の内容

給付金の対象となる教育訓練は、「労働者の職業能力の開発及び向上に資する職業に関する」もので、「雇用の安定及び就職の促進を図るために必要」とされると認められなければならない。また、公的職業資格(資格、試験等で、国あるいは地方公共団体または国の委託を受けた機関が法律に準拠して実施するもの)や修士等の取得を訓練目標とするもの、あるいは、これに準じて訓練目標が明確で、訓練効果が客観的に測定できるものとされている。よって、①趣味的または教養的なもの、②入門的または基礎的な水準のもの、③職業関係の免許資格に係わる試験または検定の準備のための教育訓練のうち、当該教育訓練に係わる免許資格または検定が職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていないもの、は除かれることになっている。

教育訓練の期間については、①通学制の場合は1ヵ月以上1年以内で受講時間50時間以上、②通信制の場合は3ヵ月以上1年以内となっている他、③高度の専門教育で、労働者が就業と両立して教育訓練を受講することが可能である場合には、概ね2年以内とされ、修士課程の大学院教育がこれに該当する¹²⁾。

その提供主体は株式会社、NPO、専門学校、大学など多様であるが、①教育訓練を継続的に安定して遂行する能力、②訓練の適切な実施ための組織と設備を有し、③厚生労働省が実施する調査等に協力し、同省の指導及び助言に従うものと規定されている。

指定講座数は、2004(平成16)年度に11000件を超えていた。2006(平成18)年度開講講座については、提供主体に対して講座数の統廃合と縮減が求められており、今後講座数は減少する模様である¹³⁾。語学、情報処理・コンピュータ、運輸・通信、マスコミ・デザイン、オフィス事務、建設・土木など多岐にわたる分野の講座が、通信制や通学制を問わず開講されている。

(3) 大学の教育訓練講座への参入

2005(平成17)年11月現在、指定された教育訓練講座を

有する高等教育機関は、短期大学(部)16校、大学24校、大学院は92校の計132校である(学校法人が共通でも別機関として計算)。その都道府県別状況は、表2のとおりだ

が、特に東京都に多く集中し52校となっている。次いで大阪府17校、愛知県12校である(表2には、他県にもキャンパスを置いている大学を重複して掲載した)。

表2 2005年度 教育訓練給付金制度を導入している大学一覧

所在地	大学・短期大学名
北海道	札幌大学大学院、北海学園大学・大学院、小樽商科大学大学院、札幌国際大学大学院、北海道大学大学院
福島県	福島県立医科大学大学院
群馬県	東洋大学大学院、宇都宮大学大学院
栃木県	国際医療福祉大学大学院
埼玉県	東京国際大学大学院、駿河台大学大学院、獨協大学大学院、東洋大学大学院、東京電機大学大学院
千葉県	東京電機大学大学院、千葉大学大学院、明海大学大学院、千葉商科大学大学院、中央学院大学、聖徳大学
東京都	産能大学・大学院、筑波大学大学院(夜間)、東京農工大学大学院、法政大学・大学院、多摩大学大学院、高千穂大学大学院、専修大学大学院、中央大学大学院、青山学院大学大学院、日本大学大学院、ルーテル学院大学大学院、明治大学・大学院、聖路加看護大学・大学院、早稲田大学大学院、共立薬科大学大学院、桜美林大学大学院、立教大学大学院、一橋大学大学院、東洋大学大学院、東京電機大学大学院、東京国際大学大学院、国士館大学大学院、慶應大学大学院、津田塾大学大学院、明治薬科大学大学院、首都大学東京・大学院、文京学院大学大学院、國學院大学大学院、東京工科大学大学院、日本社会事業大学大学院、武蔵野大学大学院、芝浦工業大学大学院、東京理科大学・大学院、デジタルハリウッド大学大学院、金沢工業大学大学院、北陸先端科学技術大学院大学、名古屋商科大学大学院、高知工科大学大学院、千葉商科大学大学院、東京福祉大学、亜細亞大学、白百合女子大学
神奈川県	慶應大学大学院、専修大学大学院、神奈川工科大学
長野県	信州大学大学院
新潟県	新潟大学大学院、長岡技術大学大学院
石川県	金沢学院大学大学院、北陸先端科学技術大学院大学、金沢工業大学
静岡県	国際医療福祉大学大学院
愛知県	名古屋学院大学大学院、名古屋商科大学大学院、名城大学大学院、東海学園大学大学院、名古屋経済大学大学院、愛知学院大学大学院、日本福祉大学大学院、中京大学大学院、名古屋工業大学・大学院、
岐阜県	岐阜経済大学・大学院、中部学院大学
三重県	三重大学大学院、三重中京大学大学院
滋賀県	立命館大学大学院
京都府	同志社大学・大学院、龍谷大学大学院、立命館大学大学院
大阪府	関西大学・大学院、大阪府立大学・大学院、大阪産業大学・大学院、大阪国際大学大学院、大阪市立大学大学院、大阪経済大学大学院、大阪工業大学大学院、関西学院大学大学院、同志社大学大学院、立命館大学大学院、高知工科大学大学院、デジタルハリウッド大学大学院、産能大学
兵庫県	神戸大学大学院、神戸薬科大学大学院、関西学院大学大学院、甲南大学大学院、兵庫県立大学大学院、神戸親和女子大学
奈良県	帝塚山大学
岡山県	岡山大学大学院
広島県	広島修道大学大学院、広島大学大学院、日本赤十字広島看護大学大学院
高知県	高知工科大学大学院
愛媛県	松山大学大学院
福岡県	国際医療福祉大学大学院、早稲田大学大学院、九州国際大学大学院、九州産業大学大学院、九州大学大学院、福岡大学
大分県	別府大学
熊本県	熊本学園大学大学院
北海道	釧路短期大学
福島県	福島学院大学短期大学部
栃木県	足利短期大学
東京都	攻玉社工科短期大学、産能短期大学、山野美容芸術短期大学、白梅学園短期大学
愛知県	名古屋文理短期大学、豊橋創造大学短期大学部
岐阜県	中部学院大学短期大学部
大阪府	大阪千代田短期大学
兵庫県	湊川短期大学
岡山県	中国短期大学
福岡県	九州大谷短期大学
大分県	別府大学短期大学部
宮崎県	宮崎女子短期大学

(注意)複数の都府県にキャンパスがある大学は重複して掲載されている。

出典：中央職業開発協会の教育訓練給付金制度関連のサイトより作成。詳細は、次を参照。

<http://www.kyufu.javada.or.jp/kyuufu/jsp/index.jsp>

中央職業能力開発協会のサイトに掲載されている講座内容を検討すると¹⁴⁾、大学院の場合、経営学・経済学・会計学の修士号(専門職学位を含む)取得を目的とする講座が62校と多い。これらの課程では、税理士や会計士の資格取得試験においていくつかの科目の免除が得られることなどが利点となっており、したがって大学院側のセールスポイントともなっている。以下、医療・看護関連、工学関連(「技術経営士」などの専門職学位を含む)、社会福祉関連の修士号や法務博士の専門職学位取得を目的とした課程が教育訓練講座として開放されている。

大学(学部)の場合には、数カ月で修了する図書館司書(補)資格取得講座や行政書士、宅地建物取引主任者などの各種資格試験合格のための対策講座が見受けられる。明治、東京理科、聖徳、関西大学では、エクステンションコースや生涯学習センターが担当部局となっている。短期大学では、これも数カ月で修了する訪問介護員(ホームヘルパー)2級資格取得講座、あるいは専攻科1年を充当する介護士資格取得講座が開講されている¹⁵⁾。

教育訓練給付金講座としての実績は、制度に大学教育が組み込まれてから5—6年の現段階では、評価には時期尚早であろうが、2004(平成16)年度の報告を見る限り、大学院レベルでは大都市圏に位置する経営や経済系のビジネスキャリアに資する分野の講座の人気が高い。大学や短期大学では、短期間に集中し10万円前後で安価な費用の、図書館司書(補)資格やホームヘルパー資格2級といった、受講し修了すれば資格取得の確実なものが多くの受講生を集めている。

3. YES-プログラムの導入

(1) YES-プログラムの意義と仕組み

冒頭でも述べたように、現在特に中卒や高卒者の早期離職の傾向が高まり、彼等が繰り返す離転職によって高度な職業技能の習得が不可能となっている事態が危惧されている。未熟練労働に従事せざるを得ない中高年労働者が将来増え、それに伴い産業技術が空洞化し、日本経済が活力を失い、国際競争力を減退させてしまうのではないか。こうした予測を受け、厚生労働省は若年者の有する「就職基礎能力」を設定し、段階別の達成期待値を設定するとともに、それを同省が評価・公証する仕組みを創りあげた。若年者のキャリア形成を、国家が具体的な目的と目標を掲げることで、若年者自身が自主的に計画し達成するのを支援しようというのが、このYES-プログラムの狙いである。

まず、導入に先立って実施した企業への調査結果を元に、重視すべき就職基礎能力に、①コミュニケーション能力

第2925号

若年者就職基礎能力修得証明書

氏名 佐藤 真 殿 生年月日 昭和59年4月7日

上記の者が、厚生労働省の定める若年就職基礎能力について、下記のとおり修得したことを証明します。

平成17年12月20日

厚生労働大臣〇〇××

印

事務・営業職種

取得した能力の内容	受講した講座／認定試験	講座修了・資格取得・試験合格日
コミュニケーション能力	コミュニケーションアップ講座	平成17年6月10日
職業人意識	「職業を考える」講座	平成17年8月20日
基礎学力	社会人常識講座	平成17年10月15日
ビジネスマナー	実践ビジネス常識講座	平成17年11月28日
資格取得	実用英語技能検定準1級	平成17年9月20日

図1 若年者就職基礎能力修得証明書のイメージ

(意思疎通、協調性、自己表現力)、②職業人意識(責任感、向上心・探究心)、③基礎学力(読み書き、計算・数学的思考、社会人常識)、④ビジネスマナー(基本的なマナー)、⑤資格取得の5領域が選定された。同省の「若年者就職基礎能力習得のための目安策定委員会」(座長・国分康孝東京成徳大学教授)は、各々の目安を検討し、高等学校卒業程度の基礎レベルと大学卒業程度の応用レベルに分けて目標を設定している¹⁶⁾。

目標設定を受けて、①—④の能力を証明する教育訓練講座や職業能力試験が募集され、2005(平成17)年11月現在で1362講座(156機関)、302試験(48機関)が認定を受けている(複数領域をカバーする講座もある)。通学の場合、講座の標準時間としては10時間、80%以上の出席が修了の証明の目安となっている。証明書の申請には、①—④に対応する認定講座を修了するか、もしくは認定試験に合格し、かつ⑤に該当する指定された公的資格を1つ以上取得をしていなければならない¹⁷⁾。証明書は図1のような形式がイメージされている。

(2) YES-プログラムの大学教育への導入

2005(平成17)年度現在、講座認定を受けた大学は、産能大学、産能短期大学、愛知学泉大学、長野大学、松山東雲女子大学、松山東雲短期大学(以上2004年7月認定)、豊

橋創造大学、中部学院大学、松蔭大学、聖和学園短期大学、桜の聖母短期大学、岡山商科大学(以上2005年3月認定)、皇學館大学(2005年9月認定)の13校である¹⁸⁾。

校数が少ないので、形態の明確な分類は控えるべきだが、今のところ①在学生を対象としたa就職ガイダンスプログラムに導入、b既存の授業科目を充当するか、新たに正規の授業科目として設置し単位認定をする型と、②学外者を対象とした生涯学習講座やエクステンションコースの科目として大学教育に導入する型がある。

たとえば、長野大学では在学生用の応用レベルの講座がある他、高校生を対象とした基礎レベルのものがあり、前述の4領域について計7講座が開講され、各々2—5日間、合計10—12時間のスケジュールが組まれている。一講座につき受講料は高校生が5,500円、一般が10,000円である¹⁹⁾。

産業能率大学および産業能率短期大学は、従来の在学生の正規授業科目である就職支援科目の一部を同プログラムの認定講座に振り替えて実施している。認定講座の受講対象は在学生に限定され、正規の授業料とは別に受講料を徴収する講座もある²⁰⁾。

愛知学泉大学の場合は、キャリアガイダンスの一部の時間を認定講座に設定し、やはり在学生限定である。松山東雲女子大学・松山東雲短期大学も同様であるが、既存の正規授業科目も一部認定講座になっている。したがって、追加的な受講料は徴収していない。皇學館大学は「ビジネスマナー」講座を在学生に無料で2月に2日間×5時間実施している²¹⁾。

中部学院大学は、生涯学習センターの事業(オープンカレッジ)にYES-プログラムを組み込み、「職業人意識」と「コミュニケーション能力」の二領域で認定講座を開講している。3時間×4回の計12時間の講座で、一般を対象とし、受講料は10,000円である²²⁾。聖和学園短期大学もまたエクステンションセンターの事業として同プログラムを導入し、1講座10時間を2日間に集中させ、上記の4領域をカバーする認定講座を基礎レベルについては7、8月の夏休みに、応用レベルは2、3月の春休みに実施するようになっている。在学生、一般ともに受講できるが、受講料は8,190—17,640円である²³⁾。

桜の聖母短期大学は、在学生限定で、「ビジネスマナー」領域の講座を8月に3時間×4日で計12時間、1,050円で提供している²⁴⁾。豊橋創造大学・豊橋創造短期大学は今年度から認定講座を導入し、やはり在学生限定で類似の実費を徴収するが、正規の授業として単位認定している²⁵⁾。

4. キャリア形成を通じた大学教育の今後の役割

以上のように、雇用保険を利用して大学教育の費用を支弁する教育訓練給付制度の導入は、失業対策や労働者のキャリアアップを目的とする一方、我が国において大学教育そのものの性格を転換させる契機ともなっている。大学院を含む大学教育が社会保障制度の中にも位置を占めることになったからである。

従来、国や都道府県が実施していた失業者対象の職業訓練講座事業が、人数の増加を理由に、2001(平成13)年度から大学への委託を認められている。この「中高年ホワイトカラー離職者等に対する総合的な職業能力開発プログラム²⁶⁾」もそれを促進していると言えよう。

そして、若年層の早期離職者への対応として教育訓練給付講座の受講資格が保険加入期間5年から3年に引き下げられたのに加えて、YES-プログラムのような若年者への就職支援政策が大学教育を取り込むことによって、大学教育の対象者は高等学校以下の学校在籍者を含む18歳未満にも広がることになった。全入時代を迎え、確実な就職を保障することが入学者確保のための課題となっている大学は、正規在学生のためにも同プログラムを採用するよう促されているし、それは早晚必然となるだろう。

増大する失業者問題や若年者の就労意識の低下というかつてない事態の中、大学教育に新たに要請されているのは、若年者のキャリア形成意識の醸成、キャリアアップ手段の提供、離職者への職業教育訓練の請負いである。大学ではこれらの実施に伴い従来のカリキュラムや運営部局構成の改革を迫られるだろうが、それは教育・研究の時代的なニーズを確認する機会ともなる。不況期の雇用政策を積極的に活用し多様な講座や受講者を包摂することで、地域における生涯学習の拠点としての大学の役割はさらに拡大することが期待される。

引用文献：

- 1) 厚生労働省「労働力調査(速報)平成17年10月結果の概要」
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou.tsuki/>
- 2) 厚生労働省『平成14年版 労働経済の分析』(労働経済白書) p. 71。
- 3) 厚生労働省『平成17年版 労働経済の分析』附属統計表。
- 4) UFJ 総合研究所「増加する中高年フリーター—少子化の隠れた一因に—」。
- 5) 小杉礼子編『フリーターとニート』勁草書房2005年 pp. 5-20。
<http://www.8.cao.go.jp/youth/suishin/jiritu/04/siryo04-2.pdf>.
- 6) 前掲、厚生労働省『平成17年版 労働経済の分析』附属統計表。
- 7) 中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」2005年1月28日。
- 8) 日本労政調査会編『行政資料厚生労働省 教育訓練給付金

- の指定基準改訂について』『労経ファイル』369号、労働新聞社、2003年、pp. 36-42。
- 労働法令協会「厚生労働省 教育訓練給付金支給対象の指定基準を改正—販売活動の適正化、受講料設定の適正化、情報公開の義務化等図る」『労働法令通信』55号、労働法令協会、2003年、pp. 4-7。
- 9) 厚生労働省「教育訓練給付制度の指定対象を拡大」1999年6月23日。
http://www.jil.go.jp/kisyu/noryoku/990623_01_n/990623_01_n.html
- 10) 各年度の実績評価は、厚生労働省の以下のサイトで確認できる。
<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyou/index.html>
- 11) 前掲、日本労政調査会、労働法令協会。
- 12) 厚生労働省「教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準」2003年10月。
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/10/h1031-3a.html>
- 13) 厚生労働省「モニタリング結果報告書」2005年8月。
<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyou/05monitoring/5-1-4.html>
- 14) 中央職業能力開発協会は、職業能力開発促進法第52-78条(1969年公布 旧職業訓練法)に基づき、各都道府県職業能力開発協会の健全な発展を図り、国および都道府県の密接な連帯のもとに職業能力の開発の促進を図ることを目的とした団体(認可法人)で、1979年に設立された。
- 15) 中央職業能力開発協会「教育訓練給付制度の講座指定を希望される方へ」。
<http://www.kyufu.javada.or.jp/seido/seido.html>
<http://www.kyufu.javada.or.jp/kyuufu/SrchFormServlet?srchType=1>
- 16) 中央職業能力開発協会「教育訓練給付制度 検索システム」。
<http://javada-w1.cab.infoweb.ne.jp/kyuufu/jsp/index.jsp>
- 17) 指定された資格については、次の厚生労働省のサイトに最新リストが掲載されている。
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/09/h0926-1.html>
- 18) <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/03/h0304-3.html>
「厚生労働省告示第427号」2005年9月26日
- 19) <http://www.nagano.ac.jp/job/yesjukoanai0505.html>
- 20) <http://www.sanno.ac.jp/tandai/1bu/yes.html>
- 21) <http://www.gakusen.ac.jp/u/student/way.php>
<http://www.shinonome.ac.jp/shinonome/17casc/casc05.htm>
<http://www.bc.javada.or.jp/yes/find/comon/aba.html>
- 22) <http://lifelong.lifelong.city.gifu.gifu.jp/ga29user/4446.htm>
- 23) <http://www.seiwa.ac.jp/home/p/extension/index.html>
- 24) <http://www.bc.javada.or.jp/yes/find/comon/aba.html>
- 25) <http://www.sozo.ac.jp/yes/>
- 26) 委託講座の引受けは、法政大学エクステンションカレッジや明治大学リバティアカデミーなど、生涯学習センター等の大学開放関連担当部局が担当している。